

憲法違反の国公法による言論弾圧に反対し、
憲法と国際人権規約にのっとった審理及び判決を求める決議

1 警視庁公安部は、本年3月3日、目黒社会保険事務所職員の堀越明男氏を国家公務員法違反（政治的行為の禁止）容疑で逮捕するとともに、日本共産党千代田地区委員会など6箇所の搜索・差押えを行った。

この間、30年余にわたって、国家公務員法の政治的行為の禁止違反による起訴がされたことはなかった。ところが、東京地方検察庁は、3月5日、堀越氏を国家公務員法違反で起訴し、現在東京地方裁判所刑事第2部で審理が行われている。

2 本件公訴事実は、昨年総選挙に際して、堀越氏が休日に、自宅周辺で日本共産党の機関紙号外等を各戸のポストに配布したというものである。この行為は、表現の自由、政治活動の自由として憲法上保障された権利の行使にほかならない。堀越氏が国家公務員だからというだけの理由で、これらの行為を訴追することは、表現の自由や政治活動の自由に対する重大な侵害である。

また、公安警察は、この間、堀越氏に対してしつような張り込み・尾行などの違法な情報収集を繰り返してきた。国家公務員であるというだけの理由で、休日の勤務とは全く関係のない政治的行為まで処罰の対象となるのであれば、国家公務員は24時間警察の監視下に置かれることになってしまう。われわれは、警察による国民の監視とプライバシーの全面的な侵害につながる策動を許すことはできない。

3 刑罰をもって国家公務員の政治活動を禁止する国家公務員法102条1項、同法110条19号、人事院規則14-7は、アメリカ占領軍の指示のもとに、十分な審議もなされないまま制定されたものであり、成り立ち自体が憲法に違反するものである。そして、国家公務員の政治的行為を一律に禁止する規定は、憲法が保障する表現の自由、政治活動の自由を侵害する違憲・無効なものといわざるをえない。さらに、これらの規定が、国連人権規約B規約（市民的及び政治的権利に関する国際的規約）などの確立された国際法に違反することも明らかである。

われわれは、憲法や国際法に反する今回の逮捕・起訴を断固糾弾するとともに、裁判所が憲法と国際法を尊重する立場に立って、公正な審理と判断を行うことを強く求めるものである。

4 現在、日本政府は、アメリカとともに海外で戦争ができる国家づくりを進めている。他方で、憲法の明文改憲の策動も強まっている。国家公務員法を悪用した今回の言論弾圧は、このような策動の一環にほかならない。

われわれは、戦争に反対し憲法を守るためにも、本件の勝利判決をかちとるために全力を挙げる決意である。

2004年10月25日

自由法曹団2004年総会